

基本
理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州

「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して

視点

- ① 子どもが主体であり、子どもの権利を大切に
- ② すべての子どもと家庭を支える
- ③ 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える
- ④ 地域社会全体で見守り支える

目標 1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる	(1) 母子保健の充実 → ①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり ②乳幼児の健やかな発育・発達への支援 ③養育支援の必要な家庭に対する支援の充実 (2) 母子医療体制の維持・強化 → ①周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保 ②子どもの感染症予防の推進
目標 2 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる	(3) 乳児・幼児期の教育や保育の充実 → ①教育・保育の質の向上と量の確保 ②幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実 ③幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実 ④幼稚園、保育所等における子育て支援の充実 (4) 放課後児童の健全育成 → ①放課後児童クラブの環境整備 ②放課後児童クラブの魅力の維持・向上 (5) 地域における子どもの居場所づくり → ①子どもの遊び環境の充実 ②地域団体、NPOとの協働等による子どもが主役の居場所づくり (6) こころの教育、体験・学習機会の充実 → ①学校におけるこころの教育の推進 ②体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実 ③児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備） (7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 → ①非行を防止するための取り組みの推進 ②非行からの立ち直りを支える取り組みの推進 ③いじめや長期欠席（不登校）へのきめ細やかな対応 ④若者の自立を支援する環境づくり
目標 3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる	(8) 社会的養護が必要な子どもへの支援 → ①里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進 ②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化 ③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み (9) 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） → ①児童虐待の未然防止 ②児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化 (10) 障害のある子どもや発達の問題になる子どもへの支援 → ①心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化 ②障害のある子どもの受け入れ体制の強化 (11) ひとり親家庭等への支援 → ①ひとり親家庭の生活の安定と向上 ②経済的困難を抱える家庭等への支援
目標 4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる	(12) 子育てを応援する体制づくり → ①地域における子育て支援の環境づくり ②子育てを支える人材の活用・育成 ③子育て家庭への経済的支援 ④市民が利用しやすい相談体制 ⑤子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化 ⑥外国人市民の子ども・子育てへの支援 (13) 家庭の育児力・教育力の向上 → ①子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上 ②基本的な生活習慣の定着や食育の推進 (14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり → ①事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 ②男性の家事・育児への参画促進 ③結婚・妊娠・出産を希望する方への支援
目標 5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる	(15) 子どもの安全を守る環境整備 → ①子育てに優しい都市・住環境の整備 ②安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり



3 本計画とSDGsの関係

(1) 北九州市のSDGs達成に向けた取り組み

^{エスディーズ}「SDGs」(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに17のゴールを掲げ、開発途上国のみならず、先進国も取り組むこととされています。

北九州市は、公害克服の経験から培ってきた市民力、ものづくりの技術を活かし、「低炭素社会づくり」を目指した「環境モデル都市」や、「環境」「社会」「経済」の3側面の課題解決を目指す「環境未来都市」をはじめ、さまざまな取組を行ってきました。

こうした取り組みが高く評価され、2018年4月、OECDより「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定されました。また、2018年6月には、国より「SDGs未来都市」に選定されました。

北九州市は、今後も、SDGsの先進都市として、市民や企業、団体などと連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいきます。

(2) 本計画とSDGsのゴールとの関係

本計画の取り組みについて、SDGsの観点でとらえると、17のゴールのいずれかにつながります。SDGsのゴールの達成に向け、本計画の取り組みを推進します。



目標	施策	関連する主なゴール
1 安心して子どもを 生み育てられる まちをつくる	(1) 母子保健の充実	  
	(2) 母子医療体制の維持・強化	  
2 子どもや若者が 健やかに成長し、 主体性が育つ まちをつくる	(3) 幼児期の教育や保育の充実	   
	(4) 放課後児童の健全育成	   
	(5) 地域における子どもの居場所づくり	   
	(6) こころの教育、体験・学習機会の充実	   
	(7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援	    
3 配慮を要する子どもや家庭を しっかりと支える まちをつくる	(8) 社会的養護が必要な子どもへの支援	  
	(9) 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）	   
	(10) 障害のある子どもや発達気になる子どもへの支援	   
	(11) ひとり親家庭等への支援	    
4 子育ての喜び・楽しさを 得られるまちをつくる	(12) 子育てを応援する体制づくり	   
	(13) 家庭の育児力・教育力の向上	  
	(14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり	    
5 子どもが安全安心に暮らせる まちをつくる	(15) 子どもの安全を守る環境整備	   

《各論》

第4章 目標ごとの現状・課題と主な取り組み

目標1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

施策(1) 母子保健の充実 ～安心して産み育てる～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、将来の生活習慣病予防等につながるなど、次の世代を健やかに育てるための基盤となるものであり、非常に重要です。
- 子育ての出発点である妊娠・出産の時期や産後間もない時期を安心して過ごせることが、親の成長を促し、これから始まる子育ての生活に良い影響を与えることにもつながります。
- 親にとって、産前産後は、新たな命との出会いに喜びを感じる一方、心身ともに不安定になる時期でもあります。かつては、里帰り出産を含め、家族内でのサポートが多くありましたが、晩婚化・晩産化、家族形態の多様化など社会情勢が大きく変化する中、誰の支援も受けずに育児をしている親も増えており、子育て家庭の負担が大きくなっています。
- 核家族化や地域での人間関係の希薄化などから、出産するまで子どもと触れ合う機会がなく、基本的な知識や情報がないまま、初めての子育てに向き合わなければならない家庭もあります。また、産後の心身ともに不安定な時期に、赤ちゃんの泣きや授乳のタイミングに戸惑い、これでいいのかと不安になる家庭もあり、こういった家庭の支援は重要です。

<方向性>

- 妊娠初期から出産・子育て期において、**子育て世代包括支援センターを拠点に、**関係機関と連携しながら、支援の必要な家庭を早期に見出し、情報やサービスの提供・支援等を行うことにより、**妊産婦とその夫（パートナー）や家族が、**たとえ心配があっても早期に相談して解消できるような、安心して**出産・育児ができる**切れ目ない支援の仕組みをつくっていきます。
- 母子の健康の保持増進を図るための母子健康診査や保健指導等の

実施、また、思春期の心と体の発達を理解し、大切にできるよう思春期健康教育などの取り組みを充実していきます。

2 施策の柱

①	<p>安心して妊娠・出産できる仕組みづくり</p> <p>妊娠・出産・産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、ペリネイタルビジット等、子育て世代包括支援センターでの妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない相談・支援体制の構築を、関係機関と連携して図る。</p>
②	<p>乳幼児の健やかな発育・発達への支援</p> <p>家庭訪問や乳幼児健康診査などで、子どもの成長発達を確認し、必要に応じて適切な医療や保健指導等につなげる。</p> <p>また、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足から、育児不安や子どもの育てにくさを感じる等、支援の必要な家族に対しては、関係機関と連携して継続支援するなど、子どもの健やかな成長等を支える支援体制づくりに努める。</p>
③	<p>養育支援の必要な家庭に対する支援の充実</p> <p>若年や多胎、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、養育支援の必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、専門職の訪問指導や訪問指導員の派遣等により継続的支援を行う体制を充実する。</p>

3 成果指標

妊娠11週までの妊娠届出者の割合	【増加】
妊婦健診受診率	【増加】
生後4か月までの乳児家庭訪問の割合	【増加】
子どもの健診受診率（4か月、1歳6か月、3歳児）	【増加】
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ率	【維持】

4 施策を推進する主な**取り組み**

柱① 安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

<p>母子健康手帳の交付</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、幼児への影響の大きい受動喫煙のリスクについて保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診</p>
---------------------------------------	---

	の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供する。
両親学級等の実施 <small>(すくすく子育て支援事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催する。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行う。
母子健康診査 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援する。
産後うつ対策 <small>(のびのび赤ちゃん訪問事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。
妊産婦・乳幼児なんでも相談 <small>(すくすく子育て支援事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また講話などにより子育てに関する情報提供を行う。
㊦ 妊娠・出産等に関する相談支援事業 <small>(妊娠・出産・養育にかかわる相談・支援事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	<p>妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供をしたり、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。</p> <p>また、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産後ケア事業をはじめとした産前・産後サポート体制や相談機能を充実する。</p>
ペリネイタルビジット事業 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医が小児科医を紹介する。
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。また、一般市民向けに妊娠や不妊に関する知識の普及啓発等を行うとともに、専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。
思春期健康教育 <small>(思春期保健連絡会)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課、青少年課</small> <small>教育委員会・指導第二課</small> <small>保健福祉局・保健衛生課</small>	<p>思春期の心身の変化を正しく理解し、自他の心と体を大切に にするため、小・中学校等での思春期の健康教育を推進する。 また、医療・教育・行政等の関係者による連絡会を開催し、 現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思 春期保健の対策について協議する。</p> <p>思春期の子どもたちの健全な健康づくりを支援するために、 思春期の子どもが、心身の変化を正しく理解し、自他の</p>

	心と体を大切にすることができるよう、市内小学校・中学校において健康教育を実施する。
--	---

柱② 乳幼児の健やかな発育・発達への支援

母子健康診査 (再掲) <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援する。
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 <small>(のびのび赤ちゃん訪問事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
育児教室等の実施 <small>(すくすく子育て支援事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	乳幼児の食事・睡眠等の基本的な生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催する。
食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行う。
親子ですすめる食育教室 <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行う。
口腔保健支援センター事業 <small>保健福祉局・健康推進課</small>	乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査を実施する。
わいわい子育て相談 <small>(すくすく子育て支援事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。
妊産婦・乳幼児なんでも相談(再掲) <small>(すくすく子育て支援事業)</small> <small>子ども家庭局・子育て支援課</small>	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また講話などにより子育てに関する情報提供を行う。

柱③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

<p>生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（再掲）</p> <p>（のびのび赤ちゃん訪問事業）</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。</p>
<p>産後うつ対策（再掲）</p> <p>（のびのび赤ちゃん訪問事業）</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。</p>
<p>育児支援家庭訪問事業</p> <p>（のびのび赤ちゃん訪問事業）</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因（ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等）で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行う。</p>
<p>乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業</p> <p>（すくすく子育て支援事業）</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じる。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行う。未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努める。</p>
<p>養育支援訪問事業</p> <p>子ども家庭局・子育て支援課</p>	<p>産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問員を派遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止する。</p>

(参考データ)

○ 妊娠届出者のうち、妊娠11週までに届けをした者の割合

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
94.1%	93.8%	94.0%	91.7%	91.2%

資料：妊娠届出書集計

○ 妊婦健康診査受診率

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
97.4%	96.7%	96.6%	96.4%	97.4%

資料：北九州市妊婦健康診査受診結果

○ 「産後うつ病質問票」の実施結果

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施件数	6,102件	6,204件	6,222件	6,002件	6,072件
要支援者数	892件	843件	839件	646件	600件
割合	14.6%	13.6%	13.5%	10.8%	9.9%

資料：北九州市「産後うつ病質問票」の実施結果

○ 生後4か月までの乳児家庭訪問の割合

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
86.8%	93.0%	95.2%	95.5%	95.1%

○ 子どもの健診受診率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月	97.6%	97.9%	97.8%	96.8%	97.6%
1歳6か月	96.0%	97.4%	97.3%	95.8%	97.3%
3歳	93.5%	91.9%	98.0%	94.0%	93.2%

○ 乳幼児健康診査の未受診者フォローアップ率

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォローアップ支援者	1,673人	1,347人	1,337人	1,139人	1,262人
フォローアップ率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○ 10代の人工妊娠中絶数及び割合

	北九州市		全国		福岡県	
	件数	割合%	件数	割合%	件数	割合%
平成26年度	306件	14.1%	17,854件	6.1%	1,325件	11.1%
平成27年度	256件	11.7%	16,113件	6.8%	1,082件	9.6%
平成28年度	249件	11.5%	14,666件	5%	946件	8%

資料：北九州市衛生統計年報、福岡県「人口移動調査」、厚生労働省「衛生行政報告例」、総務省「国勢調査」

注1：福岡県および全国の割合%は、15～19歳の女性人口千体

注1：北九州市の割合%は、15～19歳の日本人女性人口千体

○ 10代の出産件数及び割合

	北九州市		全国	
	件数	割合%	件数	割合%
平成26年度	158件	7.3%	13,011件	4.5%
平成27年度	144件	6.6%	11,929件	4.1%
平成28年度	156件	7.2%	11,095件	3.8%

資料：北九州市衛生統計年報、厚生労働省「人口動態統計」

注：割合%は、15～19歳の日本人女性人口千体

○ 不妊について不安や心配があると感じている人（18歳以上40歳未満の男女）

区分	平成25年度		平成30年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
全体	158人	19.0%	198人	22.9%
男性		13.2%		14.6%
女性		23.0%		28.4%

資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

施策（２）母子医療体制の維持・強化 ～しっかり見守る親子の健康～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 本市では、「妊娠 22 週」から「出生後 7 日未満」までの出産前後の期間、いわゆる「周産期」の医療については、「総合周産期母子医療センター」(※)を含む 4 つの基幹病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的医療を提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所が連携・役割分担しながら、優れた医療体制を構築しています。

さらには、市立八幡病院内の「小児救急・小児総合医療センター」をはじめとする 24 時間 365 日対応の小児救急医療体制により、軽症から重症患者まで、総合的な小児救急医療を提供しています。

- 今後、出生数の減少に伴って、分娩を担当する病院や診療所が減少していくことが予想されます。また、働き方改革など医師の負担軽減の必要性などに伴って、現在の 24 時間 365 日対応の救急医療体制にも、支障が生じる可能性もあります。
- 子どもを対象とした予防接種の接種者数、接種率は、高い水準で推移していますが、一定程度の未接種者が存在しています。

<方向性>

- 引き続きこれまでの小児救急医療体制を維持していけるよう、医療機関との連携を強めていきます。
- 予防接種については、これまでの高い接種率の水準を維持しつつ、さらなる接種勧奨を強化していきます。
- 風しん・麻しんなど妊婦や乳幼児への影響が大きい感染症については、抗体検査や予防接種費用の助成など、国の方針等も踏まえながら、市として、引き続き感染拡大の防止に取り組んでいきます。

※市立医療センター、産業医科大学病院

2 施策の柱

① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

安心して子どもを生み育てることができるよう、産科医や小児科医の確保に努めるとともに、優れた周産期医療や小児救急医療などの体制を維持する。

②	子どもの感染症予防の推進 感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることが できる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深 め、接種率を向上させるなど、適切な実施に取り組む。
----------	--

3 成果指標

周産期医療、小児救急医療体制の維持	【維持】
予防接種率	【維持】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

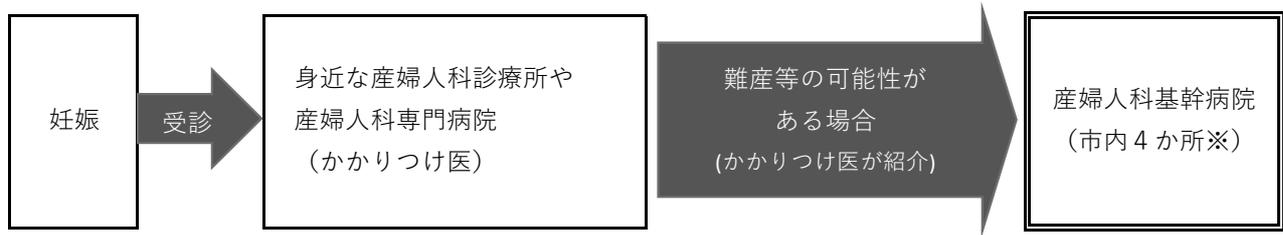
周産期医療体制の 維持・確保 <small>保健福祉局・地域医療課</small>	市内の周産期にかかわる医療機関による産科連携体制の 下、総合周産期母子医療センター等の4つの基幹病院を中核 として、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対 する専門的な医療を提供する。
小児救急医療体制 の維持・確保 <small>保健福祉局・地域医療課</small>	小児救急・小児総合医療センター（市立八幡病院併設）を 含め、4つの医療機関が24時間体制で小児の救急患者を受 け入れる体制を維持・確保するとともに、市内の小児科にか かわる医療機関との連携を図る。

柱② 子どもの感染症予防の推進

予防接種事業 <small>保健福祉局・保健衛生課</small>	予防接種法で指定する疾病の発生及びまん延を予防する ことを目的に、各医療機関で予防接種を行う。 また、感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育 てる環境づくりのため、定期予防接種について理解を深め、 接種率の向上等、適切な実施に取り組む。
---	--

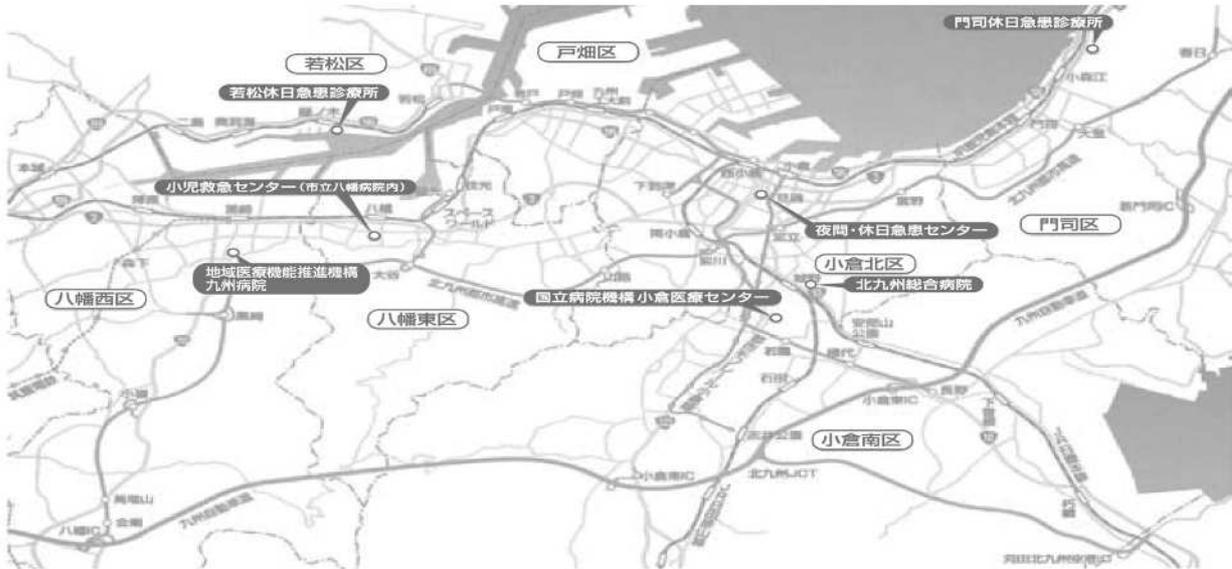
(参考データ)

○ 周産期医療体制



※ 難産等を取り扱う医療機関（産婦人科基幹病院）は、市立医療センター、国立病院機構小倉医療センター、地域医療機能推進機構九州病院、産業医科大学病院の4箇所です。

○ 夜間・休日に小児救急を実施している医療機関



医療機関名	住所	診療時間	☎
小児救急センター (市立八幡病院内)	八幡東区 西本町 4-18-1	24時間 365日	662-1759
北九州総合病院	小倉北区 東城野町 1-1	月～金 17:00～翌7:00 土・日・祝日 9:00～翌7:00 重症の場合は 24時間 365日	921-0560
国立病院機構小倉医療センター	小倉南区 春ヶ丘 10-1	24時間 365日 受診前に問い合わせが必要	921-8881
地域医療機能推進機構九州病院	八幡西区 岸の浦 1-8-1	毎日 9:00～24:00 0:00～9:00 は事前に問合せが必要	641-5111
夜間・休日急患センター (総合保健福祉センター1階)	小倉北区 馬借 1-7-1	月～土 19:30～23:30 日・祝日 9:00～23:30 ※受付は診療終了時間の30分前まで	522-9999
門司休日急患診療所	門司区 羽山 1-1-24	日・祝日 9:00～17:00 ※受付は診療終了時間の30分前まで	381-9699
若松休日急患診療所	若松区 藤ノ木 2-1-29	日・祝日 9:00～17:00 ※受付は診療終了時間の30分前まで	771-9989

(参考データ)

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成25年度	平成30年度
就学前 児童 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	安心して妊娠・出産、子育てできる医療体制	46.8%	52.3%
	子どもの健全な発育に資する、乳幼児の健診や相談などの保健サービス	20.4%	19.1%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	救急医療をはじめとする子どもの医療体制	46.4%	50.9%
中学・高校生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	救急医療をはじめとする子どもの医療体制	41.4%	46.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

○ 夜間・休日急患センター等の小児科受診状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小児救急の患者数	36,629人	37,650人	37,845人	38,055人	34,910人

注：小児救急・小児総合医療センター、夜間・休日急患センター、門司・若松休日急患診療所の

患者数の合計

○ 分娩を担当する病院・診療所の数（産婦人科など）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
32か所	32か所	31か所	31か所	29か所

資料：ママになる方へー市内の産科連携体制ー

注：出産まで対応する医療機関、難産等に対応する医療機関、正常分娩に対応する助産院の数の合計

○ 予防接種率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
麻疹風しん	95.6%	94.8%	95.4%	96.1%	96.9%